

平成26年第3回上富田町議会定例会会議録

(第1日)

○開会期日 平成26年9月8日午前9時30分

○会議の場所 上富田町議会議事堂

○当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員（12名）

1番	松井孝恵	2番	谷端清
3番	樫木正行	4番	奥田誠
5番	九鬼裕見子	6番	山本明生
7番	大石哲雄	8番	畑山豊
9番	沖田公子	10番	榎本敏
11番	木本眞次	12番	吉田盛彦

欠席議員（なし）

○出席した事務局職員は次のとおり

事務局長	平田隆文	局長補佐	十河貴子
------	------	------	------

○地方自治法第121条による出席者は次のとおり

町長	小出隆道	副町長	山本敏章
教育長	梅本昭二三	会計管理者	笠松眞年
総務政策課長	福田睦巳	総務政策課員	川口孝志
総務政策課員	森岡真輝	総務政策課員	水口和洋
企画員	撫養充洋	税務課長	山崎一光
総務政策課員	橋本秀行	産業建設課長	植本敏雄
税務課企画員	三栖啓功	産業建設課員	中松秀夫
産業建設課員	和田精之	企画員	平田敏隆
住民生活課長		住民生活課員	
		企画員	

住民生活課 企画員	原 宗 男	住民生活課 企画員	坂 本 巖
上下水道課長	植 本 亮	上下水道課 企画員	菅 谷 雄 二
教育委員会 総務課長	家 高 英 宏	教育委員会 生涯学習課長	藪 内 博 文
教育委員会 生涯学習課 企画員	谷 本 芳 朋		

○本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 議案第 76号 平成25年度上富田町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 5 議案第 77号 平成25年度上富田町特別会計国民健康保険事業歳入歳出決算認定について
- 日程第 6 議案第 78号 平成25年度上富田町特別会計宅地造成事業歳入歳出決算認定について
- 日程第 7 議案第 79号 平成25年度上富田町特別会計宅地取得資金貸付事業歳入歳出決算認定について
- 日程第 8 議案第 80号 平成25年度上富田町特別会計住宅新築資金貸付事業歳入歳出決算認定について
- 日程第 9 議案第 81号 平成25年度上富田町特別会計奨学事業歳入歳出決算認定について
- 日程第10 議案第 82号 平成25年度上富田町特別会計農業集落排水事業歳入歳出決算認定について
- 日程第11 議案第 83号 平成25年度上富田町特別会計公共下水道事業歳入歳出決算認定について
- 日程第12 議案第 84号 平成25年度上富田町特別会計介護保険歳入歳出決算認定について
- 日程第13 議案第 85号 平成25年度上富田町特別会計後期高齢者医療歳入歳出決算認定について
- 日程第14 議案第 86号 平成25年度上富田町特別会計診療所事業歳入歳出決算認定について

算認定について

- | | | |
|---------|-----------|---|
| 日程第 1 5 | 議案第 8 7 号 | 平成 2 5 年度上富田町特別会計朝来財産区歳入歳出決算認定について |
| 日程第 1 6 | 議案第 8 8 号 | 平成 2 5 年度西牟婁郡公平委員会歳入歳出決算認定について |
| 日程第 1 7 | 議案第 8 9 号 | 平成 2 5 年度上富田町水道事業会計剰余金処分及び決算認定について |
| 日程第 1 8 | 報告第 1 8 号 | 地方公共団体の財政の健全化に関する法律による平成 2 5 年度健全化判断比率の報告について |
| 日程第 1 9 | 報告第 1 9 号 | 地方公共団体の財政の健全化に関する法律による平成 2 5 年度上富田町特別会計宅地造成事業の資金不足比率の報告について |
| 日程第 2 0 | 報告第 2 0 号 | 地方公共団体の財政の健全化に関する法律による平成 2 5 年度上富田町特別会計農業集落排水事業の資金不足比率の報告について |
| 日程第 2 1 | 報告第 2 1 号 | 地方公共団体の財政の健全化に関する法律による平成 2 5 年度上富田町特別会計公共下水道事業の資金不足比率の報告について |
| 日程第 2 2 | 報告第 2 2 号 | 地方公共団体の財政の健全化に関する法律による平成 2 5 年度上富田町水道事業会計の資金不足比率の報告について |
| 日程第 2 3 | 議案第 9 0 号 | 上富田町職員旅費条例の一部を改正する条例 |
| 日程第 2 4 | 議案第 9 1 号 | 上富田町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例 |
| 日程第 2 5 | 議案第 9 2 号 | 上富田町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例 |
| 日程第 2 6 | 議案第 9 3 号 | 上富田町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例 |
| 日程第 2 7 | 議案第 9 4 号 | 田辺西牟婁地区消防通信指令事務協議会規約の変更に
関する協議について |
| 日程第 2 8 | 議案第 9 5 号 | 田辺市、上富田町青少年センター協議会規約の変更に
関する協議について |
| 日程第 2 9 | 議案第 9 6 号 | 平成 2 6 年度上富田町一般会計補正予算（第 2 号） |

- 日程第 3 0 議案第 9 7 号 平成 2 6 年度上富田町特別会計介護保険補正予算（第 1 号）
- 日程第 3 1 議案第 9 8 号 平成 2 6 年度上富田町特別会計診療所事業補正予算（第 1 号）
- 日程第 3 2 議案第 9 9 号 平成 2 6 年度上富田町特別会計農業集落排水事業補正予算（第 2 号）
- 日程第 3 3 議案第 1 0 0 号 工事請負契約の締結について（平成 2 6 年度 第 1 - 1 号 公共下水道事業岩田下水道管（1 工区）布設工事（補助））

△開 会 午前9時30分

○議長（奥田 誠）

皆さん、おはようございます。

平成26年第3回定例会を開催するに当たりまして、議員各位のご出席をいただき開会できますことを厚くお礼を申し上げます。

ただいまの出席議員は12名であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから平成26年第3回上富田町議会定例会を開会します。

日程に入る前に、クールビズとしてノーネクタイと議長判断による上着なしを本定例会においても実施したいと思いますので、議員各位、また当局の方も上着を取っていただいで結構かと思えます。

それでは、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

△日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（奥田 誠）

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、議長において8番、畑山 豊君、9番、沖田公子君を指名します。

△日程第2 会期の決定

○議長（奥田 誠）

日程第2 会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から9月18日までの11日間にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（奥田 誠）

異議なしと認めます。

よって、会期は11日間に決しました。

△日程第3 諸般の報告

○議長（奥田 誠）

日程第3 諸般の報告をさせます。

事務局長。

○議会事務局長（平田隆文）

諸般の報告をいたします。

平成26年6月定例会以降の議員活動並びに議員派遣の件及び地方自治法第121条の規定により出席要求した平成26年9月定例会の説明員については、お手元に配付しておりますのでよろしくお願いたします。

また、本定例会までに提出のありました手話言語法制定を求める意見書の提出を求める陳情書、軽度外傷性脳損傷の周知及び労災認定基準の改正などを求める陳情、これら2件の陳情につきましては写しをお手元に配付しておりますので、お目通しください。

次に、本定例会の一般質問の通告の締め切りについては、本日9月8日午後3時までとなっておりますので、質問内容を具体的に記入の上、通告されますようお願いいたします。

以上で諸般の報告を終わります。

○議長（奥田 誠）

これで諸般の報告を終わります。

町長より発言を求められておりますので、これを許可します。

町長、小出君。

○町長（小出隆道）

本日、ここに平成26年第3回上富田町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、公私とも本当にお忙しい中、ご参集を賜り、厚くお礼を申し上げます。また、平素は町政発展のために格別のご尽力とご協力を賜り、重ねて深く感謝を申し上げます。

さて、8月は全国各地で豪雨による甚大な自然災害が発生しました。特に、8月20日明朝の広島県の豪雨災害により亡くなられた皆様には、謹んでお悔やみ申し上げますとともに、被災された皆様にお見舞いを申し上げます。一日も早い復興を願っております。

また、8月9日から10日にかけて被害があった台風11号災害についてでございますが、四国を縦断し、日本海へ抜けましたが、動きが大変遅く、四国地方に甚大な被害をもたらしました。上富田町におきましても、全職員に対しまして防災体制を発令し、全庁体制で情報収集や応急対策など、人命の保護を最優先に奔走いたしました。

幸いにも町内では大きな被害は出なかったものの、岡地区では民家の裏山に崩壊のおそれがあるため、対象世帯に避難を促し、自宅から一時転居していただいております。

そのほか道路の一部損壊や農林水産物の被害等もあり、被害に遭われた多くの町民の皆さんに心からお見舞いを申し上げます。

今後も国や県とも連携しながら、被災地域の復旧に全力で取り組み、さらなる防災体制の強化を目指して、災害に強いまちづくりを推進していきたいと考えております。

次に、ジオパークについてでございますが、8月28日に開催されました日本ジオパーク委員会において、南紀熊野ジオパークが認定されました。これはジオパーク活動を通じまして地域が持続的に発展していく仕組みづくりを続けてきたことが評価されたものであり、今後もこれらの資源を保全するとともに、地域活性や教育、観光などに生かして、引き続き世界ジオパークの認定を目指して取り組んでまいります。

さらに、わかやまデスティネーションキャンペーンも9月14日から始まります。これを機に全国から多くの皆様方を心のこもったおもてなしでお招きして、上富田町の魅力ある観光資源をごらんいただきたいと思いますと考えております。

さて、本定例会に上程し、ご審議をお願いします議案は、平成25年度一般会計・特別会計の歳入歳出決算認定が13件、平成25年度水道事業会計剰余金処分及び決算認定が1件、報告事項としましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律による健全化判断比率及び公営企業会計ごとの資金不足比率の報告が5件ございます。条例の一部改正が1件、条例の制定が3件、規約の一部改正が2件、平成26年度一般会計・特別会計の補正予算が4件、工事請負契約の締結1件の計30件であります。

それでは、諸議案につきまして、その概要をご説明申し上げます。

議案第76号から議案第88号までの13件につきましては、平成25年度上富田町一般会計並びに各特別会計の歳入歳出決算認定であります。

次に、議案第89号、平成25年度上富田町水道事業会計剰余金処分及び決算認定につきましては、地方公営企業法第32条の規定に基づきまして、剰余金の処分につきましては条例で定めるかあるいは議会の議決を経て行うかにより処分することとされており、今回、議案として提出するものでございます。監査委員の意見書を付して提案させていただきますので、何とぞご承認を賜りますようお願い申し上げます。

次に、報告第18号から報告第22号までの5件につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づきまして、健全化判断比率及び公営企業会計ごとの資金不足比率について報告するものであります。

この報告は、毎年度、前年度の決算の提出を受けた後、速やかに健全化判断比率としましての実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率並びに公営企業会計のごとの経営健全化を判断するための資金不足比率について、それぞれの算定の基礎となる事項を記載した書類を監査委員の審査に付し、その意見をつけて議会に

報告し、かつ公表しなければならないことになっています。

なお、25年度決算のそれぞれの比率は、法律で定めた基準内であります。

次に、議案第90号につきましては、上富田町職員旅費条例の一部を改正する条例（案）でございます。

この条例案につきましては、職員の出張の出発前に出張命令が変更され、既に支出した金額がある場合の旅費及び職員の出張中、交通機関の事故等により旅費額の全部または一部を喪失した場合における旅費の取り扱いについて定めるものでございます。

次に、議案第91号につきましては、上富田町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（案）でございます。

この条例は、児童福祉法の規定に基づきまして、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定めるものであります。

次に、議案第92号につきましては、上富田町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（案）でございます。

この条例は、子ども・子育て支援法の規定に基づきまして、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定めるものであります。

次に、議案第93号につきましては、上富田町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（案）でございます。

この条例は、児童福祉法の規定に基づきまして、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定めるものでございます。

次に、議案第94号につきましては、田辺西牟婁地区消防通信指令事務協議会規約の変更に関する協議についてでございます。

この規約の変更に関する協議は、地方自治法の一部を改正する法律の施行により、当規約に引用している条文の条項が変更されたことに伴いまして、地方自治法の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第95号につきましては、田辺市、上富田町青少年センター協議会規約の変更に関する協議についてでございます。

この規約の変更に関する協議につきましては、地方自治法の一部を改正する法律の施行により、当規約に引用している条文の条項が変更されたことに伴いまして、地方自治法の規定により議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第96号につきましては、平成26年度上富田町一般会計補正予算（第2号）でございます。

今回、既定額に9,806万9,000円を追加し、予算総額を61億8,501万1,000円と定めています。

補正予算の主な内容は、番号制度導入に係るシステム改修委託料として880万円、子ども・子育て支援新制度に係るシステム構築業務委託料としまして702万円、高齢者肺炎球菌委託料等としまして1,005万4,000円、災害応急復旧工事費として3,400万円、現年発生公共土木施設災害復旧工事請負費としまして2,000万円、現年発生農業用施設災害復旧工事請負費としまして300万円を措置しております。

一方、歳入につきましては、分担金、国・県補助金、基金繰入金、町債等を見込み措置しております。

次に、議案第97号につきましては、平成26年度上富田町特別会計介護保険補正予算（第1号）でございます。

今回、既定額に12万円を追加し、予算総額を12億4,622万8,000円と定めています。

補正予算の主な内容は、成年後見制度申立等手数料及び成年後見制度医師鑑定手数料を措置しております。

次に、議案第98号につきましては、平成26年度上富田町特別会計診療所事業補正予算（第1号）でございます。

今回、既定額に31万円を追加し、予算総額を4,342万2,000円と定めております。

補正予算の主な内容は、診療所の雨漏れ修繕に伴う建物維持管理負担金を措置しております。

次に、議案第99号につきましては、平成26年度上富田町特別会計農業集落排水事業補正予算（第2号）でございます。

今回、既定額に70万円を追加して、予算総額を1億8,515万1,000円と定めています。

補正予算の主な内容は、台風11号による生馬地区処理場及び岩田・岡地区処理場の計装盤故障に伴う修繕料を措置しています。

次に、議案第100号につきましては、工事請負契約の締結につきまして、平成26年度の第1-1号の公共下水道事業、岩田下水道管1工区の布設工事補助でございます。

今回、指名競争入札によりまして、株式会社清本組と8,344万7,280円で契約を締結するものでございます。

工事内容につきましては、県道上富田すさみ線の熊野高等学校前からしおじ旅館付近までの間を推進工法で管径25センチ、ヒューム管延長180メートル、開削工法で立平周辺の県道、町道に管径15センチから25センチのリブ付管を延長409メートル施工するものであります。

以上が本定例会に上程します諸議案についての概要でございます。詳細につきましては、担当課長、企画員より説明させますので、ご審議の上、ご承認を賜りますよう、何とぞよろしくお願い申し上げます。

なお、7月1日に人事異動を行いました。異動した職員のうち、本定例会に出席する管理職について、副町長より説明させますので、今後ともご指導いただけるようお願いして挨拶とします。よろしくお願いしておきます。

○議長（奥田 誠）

次に、副町長から7月1日の人事異動について発言を求められておりますので、これを許可します。

副町長、山本君。

○副町長（山本敏章）

おはようございます。

それでは、7月1日付の人事異動を発令しましたので、課長並びに企画員を紹介させていただきます。

まず、総務政策課長の福田睦巳です。

○総務政策課長（福田睦巳）

福田です。どうぞよろしくお願い致します。

○副町長（山本敏章）

総務政策課企画員行政グループ長兼防災国土強靱化グループ長の森岡真輝です。

○総務政策企画員（森岡真輝）

森岡真輝です。よろしくお願い致します。

○副町長（山本敏章）

教育委員会生涯学習課企画員、谷本芳朋です。

○教育委員会生涯学習課企画員（谷本芳朋）

谷本です。よろしくお願い致します。

○副町長（山本敏章）

産業建設課企画員産業振興グループ長の中松秀夫です。

○産業建設課企画員（中松秀夫）

中松です。よろしくお願い致します。

○副町長（山本敏章）

なお、中松につきましては、今回昇格となります。

上下水道課長、植本亮です。

○上下水道課長（植本 亮）

植本です。よろしく申し上げます。

○副町長（山本敏章）

上下水道課企画員行政グループ長の菅谷雄二です。

○上下水道課企画員（菅谷雄二）

菅谷です。どうぞよろしく申し上げます。

○副町長（山本敏章）

以上です。今後ともご指導賜りますようよろしくお願い申し上げます。

△日程第 4 議案第 7 6 号～日程第 2 2 報告第 2 2 号

○議長（奥田 誠）

この際、日程第 4 議案第 7 6 号、平成 2 5 年度上富田町一般会計歳入歳出決算認定についての件から日程第 2 2 報告第 2 2 号、地方公共団体の財政の健全化に関する法律による平成 2 5 年度上富田町水道事業会計の資金不足比率の報告についての件まで 1 9 件を一括議題とします。

当局より提案理由の説明を求めます。報告を求めます。

会計管理者、笠松君。

○会計管理者（笠松眞年）

おはようございます。よろしく申し上げます。

それでは、私から議案第 7 6 号から議案第 8 9 号につきまして説明させていただきます。

なお、議案番号に従い、それぞれの会計の収支状況につきまして、順を追って説明するのが本意であります。参考資料として決算総括表を添付していますので、後ほど参考資料によりご説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

それでは、各議案につきまして説明させていただきます。

議案第 7 6 号、平成 2 5 年度上富田町一般会計歳入歳出決算認定について。

地方自治法第 2 3 3 条第 3 項の規定により、平成 2 5 年度上富田町一般会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見書をつけて議会の認定に付する。

平成 2 6 年 9 月 8 日提出、上富田町長小出隆道。

次をお願いします。

議案第 7 7 号、平成 2 5 年度上富田町特別会計国民健康保険事業歳入歳出決算認定について。

地方自治法第 2 3 3 条第 3 項の規定により、平成 2 5 年度上富田町特別会計国民健康保険事業歳入歳出決算を別紙監査委員の意見書をつけて議会の認定に付する。

平成26年9月8日提出、上富田町長小出隆道。

次をお願いします。

議案第78号、平成25年度上富田町特別会計宅地造成事業歳入歳出決算認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成25年度上富田町特別会計宅地造成事業歳入歳出決算を別紙監査委員の意見書をつけて議会の認定に付する。

平成26年9月8日提出、上富田町長小出隆道。

次をお願いします。

議案第79号、平成25年度上富田町特別会計宅地取得資金貸付事業歳入歳出決算認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成25年度上富田町特別会計宅地取得資金貸付事業歳入歳出決算を別紙監査委員の意見書をつけて議会の認定に付する。

平成26年9月8日提出、上富田町長小出隆道。

次をお願いします。

議案第80号、平成25年度上富田町特別会計住宅新築資金貸付事業歳入歳出決算認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成25年度上富田町特別会計住宅新築資金貸付事業歳入歳出決算を別紙監査委員の意見書をつけて議会の認定に付する。

平成26年9月8日提出、上富田町長小出隆道。

次をお願いいたします。

議案第81号、平成25年度上富田町特別会計奨学事業歳入歳出決算認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成25年度上富田町特別会計奨学事業歳入歳出決算を別紙監査委員の意見書をつけて議会の認定に付する。

平成26年9月8日提出、上富田町長小出隆道。

次をお願いします。

議案第82号、平成25年度上富田町特別会計農業集落排水事業歳入歳出決算認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成25年度上富田町特別会計農業集落排水事業歳入歳出決算を別紙監査委員の意見書をつけて議会の認定に付する。

平成26年9月8日提出、上富田町長小出隆道。

次をお願いします。

議案第83号、平成25年度上富田町特別会計公共下水道事業歳入歳出決算認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成25年度上富田町特別会計公共下水道事業歳入歳出決算を別紙監査委員の意見書をつけて議会の認定に付する。

平成26年9月8日提出、上富田町長小出隆道。

次をお願いします。

議案第84号、平成25年度上富田町特別会計介護保険歳入歳出決算認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成25年度上富田町特別会計介護保険歳入歳出決算を別紙監査委員の意見書をつけて議会の認定に付する。

平成26年9月8日提出、上富田町長小出隆道。

次をお願いします。

議案第85号、平成25年度上富田町特別会計後期高齢者医療歳入歳出決算認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成25年度上富田町特別会計後期高齢者医療歳入歳出決算を別紙監査委員の意見書をつけて議会の認定に付する。

平成26年9月8日提出、上富田町長小出隆道。

次をお願いいたします。

議案第86号、平成25年度上富田町特別会計診療所事業歳入歳出決算認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成25年度上富田町特別会計診療所事業歳入歳出決算を別紙監査委員の意見書をつけて議会の認定に付する。

平成26年9月8日提出、上富田町長小出隆道。

次をお願いします。

議案第87号、平成25年度上富田町特別会計朝来財産区歳入歳出決算認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成25年度上富田町特別会計朝来財産区歳入歳出決算を別紙監査委員の意見書をつけて議会の認定に付する。

平成26年9月8日提出、上富田町長小出隆道。

次をお願いいたします。

議案第88号、平成25年度西牟婁郡公平委員会歳入歳出決算認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成25年度西牟婁郡公平委員会歳入歳出決算を別紙監査委員の意見書をつけて議会の認定に付する。

平成26年9月8日提出、上富田町長小出隆道。

次をお願いいたします。

議案第89号、平成25年度上富田町水道事業会計剰余金処分及び決算認定について。

地方公営企業法第32条第2項の規定に基づき、平成25年度上富田町水道事業会計決算に伴う剰余金を剰余金処分計算書（案）のとおり処分し、あわせて同法第30条第

4項の規定に基づき、平成25年度上富田町水道事業会計決算を別紙監査委員の意見書をつけて議会の認定に付する。

平成26年9月8日、上富田町長小出隆道。

それでは、次に、お手元に配付しています参考資料の決算総括表により収支状況を説明させていただきます。

この大きなA3サイズの1枚物です。よろしくお願ひします。

これは平成25年度上富田町会計別歳入歳出決算総括表です。

まず、議案第76号の一般会計につきましては、歳入総額62億8,493万561円、歳出総額59億1,193万8,267円、歳入歳出差し引き額3億7,299万2,294円、うち翌年度繰越財源額2億7,436万6,000円、実質収支額は9,862万6,294円、これにつきましては、平成26年度へ繰り越しております。

次に、議案第77号の国民健康保険事業につきましては、歳入総額20億3,402万401円、歳出総額19億6,504万7,634円、歳入歳出差し引き額及び実質収支額は同じく6,897万2,767円です。これにつきましては、平成26年度へ繰り越しております。

次に、議案第78号の宅地造成事業につきましては、歳入総額4億5,721万3,394円、歳出総額8億5,511万5,700円、歳入歳出差し引き額及び実質収支額とも同じくマイナスの3億9,790万2,306円です。これにつきましては平成26年度からの繰り上げ充用で補填措置しています。

次に、議案第79号の宅地取得資金貸付事業につきましては、歳入総額261万5,976円、歳出総額817万4,358円、歳入歳出差し引き額及び実質収支額とも同じくマイナスの555万8,382円です。これにつきましても平成26年度から繰り上げ充用で補填措置しています。

次に、議案第80号の住宅新築資金貸付事業につきましては、歳入総額1,045万8,592円、歳出総額5,165万5,956円、歳入歳出差し引き額及び実質収支額とも同じくマイナスの4,119万7,364円です。これにつきましても平成26年度からの繰り上げ充用で補填措置しています。

次に、議案第81号の奨学事業につきましては、歳入総額762万3,886円、歳出総額762万3,886円、歳入歳出差し引き額及び実質収支額はゼロでございます。

次に、議案第82号の農業集落排水事業につきましては、歳入総額1億8,203万7,686円、歳出総額1億8,203万7,686円、歳入歳出差し引き額及び実質収支額はゼロでございます。

次に、議案第83号の公共下水道事業につきましては、歳入総額2億353万9,1

54円、歳出総額1億9,826万8,399円、歳入歳出差し引き額527万755円、うち翌年度繰り越し財源額488万4,000円、実質収支額は38万6,755円です。これにつきましては26年度へ繰り越しております。

次に、議案第84号の介護保険につきましては、歳入総額12億2,775万6,522円、歳出総額12億2,689万6,351円、歳入歳出差し引き額及び実質収支額とも同じく86万171円です。これにつきましても平成26年度へ繰り越しております。

次に、議案第85号の後期高齢者医療につきましては、歳入総額2億4,539万6,683円、歳出総額2億4,384万2,983円、歳入歳出差し引き額及び実質収支額とも同じく155万3,700円です。これにつきましても平成26年度へ繰り越しております。

次に、議案第86号の診療所事業につきましては、歳入総額3,724万1,572円、歳出総額3,724万1,572円、歳入歳出差し引き額及び実質収支額はゼロでございます。

次に、議案第87号の朝来財産区につきましては、歳入総額1,048万6,120円、歳出総額773万9,635円、歳入歳出差し引き額及び実質収支額とも同じく274万6,485円です。これにつきましても平成26年度へ繰り越しております。

次に、議案第88号の西牟婁郡公平委員会につきましては、歳入総額140万4,539円、歳出総額130万966円、歳入歳出差し引き額及び実質収支額は同じく10万3,573円です。これにつきましても平成26年度へ繰り越しています。

これらの単式会計合計では、歳入総額で107億472万5,086円、歳出総額で106億9,688万3,393円、歳入歳出差し引き額784万1,693円、うち翌年度繰り越し財源額2億7,925万円、実質収支額はマイナスの2億7,140万8,307円となっています。

次に、議案第89号の複式会計であります水道事業で、収益的収入及び支出につきましては、歳入総額4億9,712万5,899円、歳出総額4億697万8,952円、歳入歳出差し引き額及び実質収支額とも同じく9,014万6,947円です。

なお、経常利益、消費税抜きの金額は8,778万4,645円でございます。この金額が剰余金となります。

次に、資本的収入及び支出につきましては、歳入総額1,231万5,100円、歳出総額2億2,381万3,246円、歳入歳出差し引き額及び実質収支額とも同じくマイナスの2億1,149万8,146円です。これにつきましては減債積立金、損益勘定留保資金で補填しています。

以上、簡単ですけれども、説明とさせていただきます。ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（奥田 誠）

総務政策課企画員、水口君。

○総務政策課企画員（水口和洋）

報告第18号から報告第22号につきましてご説明いたします。よろしくお願いいたします。

報告第18号、地方公共団体の財政の健全化に関する法律による平成25年度健全化判断比率の報告について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、平成25年度健全化判断比率について、別紙監査委員の意見書をつけて報告する。

平成26年9月8日、上富田町長小出隆道。

この報告につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律によりまして、地方公共団体の長は毎年度、前年度の決算の提出を受けた後、速やかに健全化判断比率とその算定基礎事項を記載した書面を監査委員の審査に付し、その意見をつけて当該比率を議会に報告し、かつ公表しなければならないとなっており、監査委員の意見書とともに今議会に報告するものであり、平成20年度決算から報告しているところであります。

また、この法律においては、地方公共団体の財政状況を客観的にあらわし、財政の早期健全化や再生の必要性を判断するためのものとして、4つの財政指標を財政健全化判断比率として定めています。4つの指標のいずれかが早期健全化基準以上となると早期健全化団体となり、財政健全化計画を策定し、議会議決を受けることが義務づけられるとともに、計画策定年度のみ公認会計士、弁護士等による個別外部監査が強制適用となります。

また、財政健全化計画の実施状況を毎年度議会に報告し、公表するとともに、早期健全化が著しく困難と認められるときには、総務大臣または知事が勧告を行うものとされております。

次のページに監査委員さんの監査意見書を添付しておりますが、健全化の判断につきましては、①の実質赤字比率は、普通会計を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標となっております。比率につきましては、実質赤字額がありませんので数字表記はなく、ハイフン表示としております。早期健全化基準は15%となっております。

②番の連結実質赤字比率につきましては、普通会計と特別会計及び地方公営企業会計

の全てを含めての比率となります。比率につきましては、連結実質赤字額がありませんので数字表記はなく、ハイフン表示としております。早期健全化基準は20%です。

③の実質公債費比率につきましては、公債費の元利償還金等が標準財政規模に対してどの程度の負担かをあらわす指標で、普通会計、特別会計、公営企業会計の全ての会計と一部事務組合、広域連合及び紀南病院、昨年度加入しました紀南環境広域施設組合等それぞれを含めた比率となっております。平成23年度、24年度、25年度の3カ年平均で算定いたします。比率は14.7%で、昨年が15.9%でしたので、昨年より1.2%の改善となっております。早期健全化基準は25%です。

④の将来負担比率につきましては、実質公債費比率適用分に公社及び第三セクター等を含めたものが対象となっております。これは、一般会計等が将来支払わなければならない可能性がある負担金等の、現時点での残高を指標化したものとなっております。比率は125.7%で、昨年が134.6%でしたので、昨年より8.9%の改善となっております。早期健全化基準は350%です。

以上のとおり、上富田町の平成25年度決算における健全化判断比率につきましては、4つの指標とも早期健全化基準値以下となっております。

次に、報告第19号をお願いいたします。

報告第19号、地方公共団体の財政の健全化に関する法律による平成25年度上富田町特別会計宅地造成事業の資金不足比率の報告について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、平成25年度上富田町特別会計宅地造成事業の資金不足比率について、別紙監査委員の意見書をつけて報告する。

平成26年9月8日、上富田町長小出隆道。

この報告第19号、この後報告します報告第20号から報告第22号につきましては、公営企業の資金不足比率の報告であります。さきの健全化判断比率と同じく、監査委員の審査に付し、議会に報告して公表しなければならないとされています。

また、公営企業ごとにそれぞれの資金不足比率が経営健全化基準を超えますと、当該公営企業について早期健全化団体と同様に経営健全化計画の策定と個別の外部監査が求められています。上富田町の公営企業に係る健全化の判断につきましては、宅地造成事業、この後報告いたします農業集落排水事業、公共下水道事業、水道事業の4公営企業が対象となり、公営企業ごとの資金不足比率で判断いたします。

次のページに監査委員さんの意見書を添付しております。

なお、資金不足比率の経営健全化基準は20%となっております。この4会計の公営企業につきましては、平成25年度決算における資金不足は生じていないため、資金不

足比率は数字表記がなくハイフン表示となっております。

続きまして、報告第20号をお願いいたします。

報告第20号、地方公共団体の財政の健全化に関する法律による平成25年度上富田町特別会計農業集落排水事業の資金不足比率の報告について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、平成25年度上富田町特別会計農業集落排水事業の資金不足比率について、別紙監査委員の意見書をつけて報告する。

平成26年9月8日、上富田町長小出隆道。

報告第21号をお願いいたします。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律による平成25年度上富田町特別会計公共下水道事業の資金不足比率の報告について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、平成25年度上富田町特別会計公共下水道事業の資金不足比率について、別紙監査委員の意見書をつけて報告する。

平成26年9月8日、上富田町長小出隆道。

報告第22号をお願いいたします。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律による平成25年度上富田町水道事業会計の資金不足比率の報告について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、平成25年度上富田町水道事業会計の資金不足比率について、別紙監査委員の意見書をつけて報告する。

平成26年9月8日、上富田町長小出隆道。

以上で報告を終わらせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○議長（奥田 誠）

以上をもって、提案理由の説明と報告を終わります。

次に、監査委員の報告をお願いします。

7番、大石哲雄君。

○7番（大石哲雄）

平成25年度各会計の決算審査の報告をいたします。

7月31日から8月28日までの期間、各会計にわたり井上代表監査委員とともに14会計の決算審査を行いました。各会計の予算額及び収入支出済額は、予算台帳並びに出納日計簿等により出納証書類を余すところなく調査の上、さらにその内容につき審査いたしましたところ、各会計にわたり係数は正確であり、内容的にも正当なものと確認

をいたしました。

さて、平成25年度の一般会計決算額について千円単位で申し上げますと、歳入総額62億8,493万円、歳出総額59億1,193万8,000円、歳入歳出差し引き額3億7,299万2,000円となっております。そのうち翌年度への繰り越し財源2億7,436万6,000円を差し引きますと、実質収支額は9,862万6,000円の黒字となっております。厳しい財政状況が続く中、行財政改革の成果があらわれたものと考えられます。

続きまして、歳出の内容ごとの決算額を申し上げます。

まず、人件費につきましては、3名の新規職員を採用しておりますが、職員給与の減額支給などにより前年度に比べ0.1%の増となっております。

次に、物件費につきましては、各種事務事業の見直し、経費の節減を図った結果、前年度に比べ6.5%の減となっております。

次に、扶助費につきましては、福祉関連の法改正に伴う単価の見直しが落ちついたことから、前年度に比べ1.5%の増となっております。

決算額の構成比につきましては、消費的経費が57.0%、投資的経費が17.0%、公債費等が26.0%となっております。

歳出全般では、財政構造の弾力性を示す指標の経常収支比率が90.3%となり、前年度に比べ財政構造が硬直化しております。これは義務的な経費の縮減や経常一般財源の確保が困難なことによるものでありますが、長期にわたる景気の低迷などから財政環境は依然不透明で厳しい状況が続いているため、今後においても歳出において経費の抑制を図り、財政構造の弾力化が図られるよう要望いたしております。

また、実質公債費比率については14.7%となり、改善が図られております。

次に、歳入全般について、自主財源の構成比は37.6%、依存財源の構成比は62.4%となっております。これに関しまして、今後とも自主財源の確保に努めるとともに、国・県支出金等の依存財源の確保にも努力されるよう要望いたしております。

次に、町税についてであります。全体の徴収率は91.7%、収入未済額は1億3,152万9,000円となっております。また、使用料等も含めた一般会計の収入未済額の合計は、1億4,057万3,000円となっております。未収金の徴収につきましては厳しい状況が続くと見込まれますが、公平負担が原則であり、滞納の減少に格段の努力をされるよう要望いたしております。また、町営住宅使用料など各種料金を含めた未収金の徴収につきましても、万全を期するよう要望いたしております。

次に、一般会計の25年度末の町債残高は、64億1,802万1,000円で、前年に比べ3.5%の増となっております。平成25年度の町債の借入額は8億880万

5, 000円で、防災行政無線デジタル化整備事業債、臨時財政対策債、大内谷残土処分場整備事業債が主なものであります。

現在の町財政は、償還額は減少しているものの、借入額は年々増加し、これらの償還が始まることにより厳しい財政運営が続くと予想されますが、その一方で行政需要はますます多岐・多様になっていくものと見込まれますので、効率的な行財政運営に一層努められ、上富田町の発展と住民福祉の向上に寄与されるよう要望いたしております。

次に、特別会計国民健康保険事業であります。

歳入総額は20億3,402万円、歳出総額は19億6,504万8,000円となり、差し引き6,897万2,000円の黒字となっております。

一方で、国民健康保険税の徴収率に関しましては77.6%と低い水準であることから、徴収率の向上に一層努められるとともに、高齢化社会を踏まえた長期的観点から健全な国民健康保険事業の運営を図られるよう要望いたしております。

次に、特別会計宅地造成事業であります。

平成25年度の赤字額は3億9,790万2,000円となり、前年度より赤字額が減少しているものの、多額の赤字が恒常化しております。保有財産の処分を含む年次計画を策定し、財政健全化に向け早急に取り組まれるよう要望いたしております。

次に、特別会計宅地取得資金貸付事業及び住宅新築資金貸付事業であります。

これらの会計の未収金につきましては、和歌山県住宅新築資金等貸付金回収管理組合により、徴収率の向上に一層努力されるよう要望いたしております。

次に、特別会計介護保険であります。

この会計に関しましては、その未収金について抜本的な対策を講じられるよう要望いたしております。

次に、特別会計後期高齢者医療であります。

この会計につきましては、過年度分の徴収率に関し要因を分析するとともに、抜本的な対策を早急に講じられるよう要望いたしております。

次に、水道事業会計であります。

平成25年度につきましては、8,778万4,000円の純利益を計上いたしております。今後とも経費の節減に取り組むとともに、施設の再点検を実施し、改良工事等の計画的な遂行に努め、財政の健全化を図り、日常生活に不可欠な上水の安定供給に一層努力されるよう要望いたしております。

なお、その他の特別会計につきましても、審査の結果を逐一ご報告申し上げるのが本意でございますが、提出いたしております審査意見書に個別の意見を添付いたしておりますので、お目通しをお願いします。

次に、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、健全化判断比率や資金不足比率を審査いたしました。その結果、早期健全化基準や経営健全化基準は超えていないものの、実質公債費比率及び将来負担比率について、早期健全化基準と比較するとこれを下回っておりますが、今後の地方債の借り入れに関して十分留意されるよう要望いたしております。

以上で、平成25年度の決算審査並びに財政健全化審査の報告とさせていただきます。

○議長（奥田 誠）

これをもって、監査委員の報告を終わります。

10時40分まで休憩します。

休憩 午前10時28分

再開 午前10時40分

○議長（奥田 誠）

再開します。

お諮りします。

ただいま議題となっております日程第4 議案第76号、平成25年度上富田町一般会計歳入歳出決算認定についての件から日程第17 報告第89号、平成25年度上富田町水道事業会計剰余金処分及び決算認定についての件までの14件については、6人をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して閉会中の継続審査にしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（奥田 誠）

異議なしと認めます。

お諮りします。

ただいま設置されました決算審査特別委員会の委員の選任についていかがいたしますか。

（「議長一任」の声あり）

○議長（奥田 誠）

議長一任の声がありますので、委員の選任については委員会条例第7条第3項の規定により議長において指名することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(奥田 誠)

異議なしと認めます。

それでは、決算審査特別委員会委員に、1番、松井孝恵君、3番、檜木正行君、6番、山本明生君、10番、榎本 敏君、11番、木本眞次君、12番、吉田盛彦君を指名します。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(奥田 誠)

異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました6名を決算審査特別委員会委員に選任することに決しました。

暫時休憩をしますから、委員会を開催していただき正副委員長の互選をお願いします。暫時休憩します。

休憩 午前10時42分

再開 午前10時51分

○議長(奥田 誠)

再開します。

決算審査特別委員会委員長、副委員長の互選をしていただきましたので報告いたします。

委員長に11番、木本眞次君、副委員長に1番、松井孝恵君が就任されました。委員長初め委員の皆様、大変ご苦労さまですが、よろしく願いいたします。

続けて、議事に入ります。

先ほど報告のありました日程第18 報告第18号から日程第22 報告第22号までの5件については、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条及び第22条の規定に基づき、町長より議会に報告するものです。この報告については、財政の健全化に関する重要な報告であり、これより質疑の場を持ちたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(奥田 誠)

異議なしと認めます。

それでは、ただいまより質疑を行います。

質疑については、報告第18号から報告第22号までの5件を一括で行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(奥田 誠)

異議なしと認めます。

それでは、5件について一括で質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(奥田 誠)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

△日程第23 議案第90号～日程第33 議案第100号

○議長(奥田 誠)

続いて、日程第23 議案第90号、上富田町職員旅費条例の一部を改正する条例の件から日程第33 議案第100号、工事請負契約の締結について(平成26年度第1—1号公共下水道事業岩田下水道管(1工区)布設工事(補助))の件まで11件を一括議題とします。

当局より提案理由の説明を求めます。

総務政策課長、福田君。

○総務政策課長(福田睦巳)

議案第90号についてご説明申し上げます。

議案第90号、上富田町職員旅費条例の一部を改正する条例。

上富田町職員旅費条例の一部を別紙のように改正する。

平成26年9月8日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いします。

上富田町職員旅費条例の一部を改正する条例(案)。

上富田町職員旅費条例の一部改正。

今回の改正は、職員旅費について、より明確化するための改正でございます。

主な改正内容につきましては、次のページをお願いします。

第3条第4項で、旅費の支給を受けることができる者が、その出発前に出張命令の変更をされ、または死亡した場合において、当該旅行のため既に支出した金額があるときは、当該金額のうち、その者の損失となった金額で規則で定めるものを旅費として支給することができる。

また、同条第5項で、旅費の支給を受けることができる者が、旅行中交通機関等の事故または天災その他やむを得ない事情により、概算払いを受けた旅費額の全部または一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内で規則で定める金額を旅費として支給することができるとしてございます。

2ページ後に新旧対照表を添付しておりますのでご参照ください。

なお、附則で、この条例は公布の日から施行するとしてございます。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（奥田 誠）

生涯学習課企画員、谷本君。

○教育委員会生涯学習課企画員（谷本芳明）

よろしくお願いたします。

私からは、議案第91号の説明をいたします。

議案第91号、上富田町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例。

上富田町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を別紙のように制定する。

平成26年9月8日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いいたします。

上富田町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（案）。

第1条で、趣旨といたしまして、この条例は児童福祉法第34条の8の2第1項の規定に基づき、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定めるものとしてございます。

第5条に、放課後児童健全育成事業における支援は、小学校に就学している児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいない者につき、家庭、地域等との連携のもと、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう、当該児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図り、もって当該児童の健全な育成を図ることを目的として行わなければならないとなっておりまして、今回、国の示す基準により条例を制定するものでございます。

基準といたしましては、施設の基準、支援員の基準、開放日数、受け入れ児童数等の

基準を定める条例案でございます。

附則といたしまして、施行期日ですが、第1条で、この条例は子ども・子育て支援法及び就学前の子供に関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行の日から施行するとしてございます。

何とぞご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（奥田 誠）

住民生活課企画員、坂本君。

○住民生活課企画員（坂本 巖）

よろしくお願いいたします。

私からは、議案第92号と議案第93号についてご説明させていただきます。

議案第92号、上富田町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例。

上富田町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例を別紙のように制定する。

平成26年9月8日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いいたします。

上富田町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（案）。

議案第92号につきましては、子ども・子育て支援法の施行に伴いまして、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定めるため、上富田町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例を制定しようとするものでございます。

それでは、各条文について、主なものについてご説明させていただきます。

この条例は第1章から第3章で構成されてございます。

第1章につきましては、総則について第1条から第3条で構成されています。

第2章、特定教育・保育施設の運営に関する基準につきましては、第4条から第36条により構成されています。

第3章、特定地域型保育事業の運営に関する基準につきましては、第37条から第52条により構成されています。

第1章、総則につきまして、この条例は、子ども・子育て支援法第34条第2項及び第46条第2項の規定に基づき、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定めてございます。

次のページをお願いいたします。

第3条関係につきましては、一般原則といたしまして、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者は良質かつ適切な内容及び水準の特定教育・保育または特定地域型保育の提供を行うことにより、全ての子供が健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指すものでなければならないという表現です。

次のページをお願いいたします。

第2章、特定教育・保育施設の運営に関する基準につきましては、主なものといたしまして、利用定員に関する基準といたしまして、第1節第4条、特定教育・保育施設は、その利用定員の数を20人以上とすることと定めてございます。

第2節第5条から第3節第35条までは、当該施設の運営に関する基準につきまして、各要点を整理し、列記したものでございます。

13ページをお願いいたします。

第3章、特定地域型保育事業の運営に関する基準につきましては、利用定員に関する基準を定めたものでございます。

主なものといたしましては、第1節37条に、特定地域型保育事業のうち、家庭的保育事業にあつてはその利用定員の数を1人以上5人以下とし、小規模保育事業A型及び小規模保育事業B型についてはその利用定員を6人以上19人以下、小規模保育事業C型につきましては、その利用定員の数を6人以上10人以下、居宅訪問型事業につきましては利用定員の数を1人とするということに定めてございます。

次のページをお願いいたします。

第2節運営に関する基準につきましては、第38条から第52条まで、当該施設の運営に関する基準について各種要件を整理し、列記したものでございます。

19ページをお願いいたします。

附則といたしまして、施行期日、この条例はこの法の施行の日から施行する。

第2条から第5条につきましては、各種要件についての経過措置について定めてございます。

続きまして、議案第93号、上富田町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例。

上富田町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例を別紙のように制定する。

平成26年9月8日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いいたします。

上富田町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（案）。

議案第93号につきましては、子ども・子育て支援法及び就学前の子供に関する教育・保育等の総合な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の公布に伴い、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業及び事業所内保育事業の設備及び運営に関する基準を定めるため、上富田町家庭的保育事業等設備及び運営に関する基準を定める条例を制定しようとするものでございます。

それでは、各条文におきまして、主な部分についてご説明させていただきます。

この条例は第1章から第5章で構成されております。

第1章、総則につきましては、第1条から第21条により構成しております。

第2章、家庭的保育事業につきましては、第22条から26条により構成されております。

第3章、小規模保育事業については、第27条から36条で構成されています。

第4章、居宅訪問型保育事業につきましては、第37条から第41条により構成されております。

第5章、事業所内保育事業につきましては、第42条から第48条により構成されております。

第1章総則につきましては、主な内容といたしまして、第1条、この条例は、児童福祉法第34条の16第1項の規定により、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業及び事業所内保育事業の設備、運営に関する基準を定めてございます。

次のページをお願いいたします。

第3条関係につきましては、この条例に定める基準は、家庭的保育事業等を利用している乳児または幼児が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員が保育を提供することにより、心身ともに健やかに育成されることを保障する最低基準を定めたものでございます。

第4条から第21条につきましては、家庭的保育事業を行う者が、第3条の最低基準を目的を達成するため、各種要件を条項で整理し、列記したものでございます。

7ページをお願いいたします。

第2章、家庭的保育事業につきましては、主な内容につきましては、設備の基準、第22条、家庭的保育者の居宅の設備、主な基準といたしましては、乳幼児に保育を行う専用の部屋を設けること、2といたしまして、前号に掲げる専用の部屋の面積は9.9平方メートル以上であること。

第23条から第26条までは家庭的保育事業、当該事業を運営するに当たり、各要件の各条項を整理し、列記したものでございます。

次のページをお願いいたします。

第3章、小規模保育事業につきましては、第1節の第27条小規模保育事業の区分ということで、主な内容といたしましては、小規模保育事業は小規模保育事業A型、小規模保育事業B型、小規模保育事業C型とすること。第2節第28条から第4節36号までは、小規模保育事業について設備の基準を定めたものでございます。

13ページをお願いいたします。

第4章、居宅訪問型保育事業につきましては、第37条、居宅訪問型保育事業者が保育の提供について定めてございます。

第38条から41条につきましては、居宅訪問型保育事業者が当該事業を運営するに当たり、各要件を条項で整理し、列記したものでございます。

次のページをお願いいたします。

第5章、事業所内保育事業については、第42条に事業所内保育事業を行う者の利用定員枠を定めてございます。

第43条から48条につきましては、事業所内保育事業が当該事業を運営するに当たり、各種要件を条項で整理し、列記したものでございます。

18ページをお願いいたします。

施行期日としまして、附則、第1条、この条例は、子ども・子育て支援法及び就学前の子供に関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行の日から施行するとなっております。

第2条から第5条につきましては、各種要件の施行日から起算して5年間の経過措置について定めてございます。

以上でございます。

ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（奥田 誠）

総務政策課長、福田君。

○総務政策課長（福田睦巳）

議案第94号についてご説明申し上げます。

議案第94号、田辺西牟婁地区消防通信指令事務協議会規約の変更に関する協議について。

地方自治法第252条の6の規定により、田辺西牟婁地区消防通信指令事務協議会規約を別紙のとおり変更することについて、同法第252条の2の2第3項の規定により議会の議決を求める。

平成26年9月8日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いします。

田辺西牟婁地区消防通信指令事務協議会規約の一部を改正する規約（案）。

田辺西牟婁地区消防通信指令事務協議会規約の一部改正。

今回、地方自治法の一部を改正する法律の施行により、当規約に引用している条文の条項が変更されたことに伴い、規約の一部を改正するもので、第1条中「第252条の2第1項」を「第252条の2の2第1項」に改めるとしてございます。

次のページに新旧対照表を添付しておりますのでご参照ください。

なお、附則で、この規則は地方自治法の一部を改正する法律附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日またはこの規約の告示の日のいずれか遅い日から施行するとしてございます。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（奥田 誠）

教育委員会生涯学習課長、藪内君。

○教育委員会生涯学習課長（藪内博文）

私のほうからは、議案第95号についてご説明申し上げますのでよろしくお願い申し上げます。

議案第95号、田辺市、上富田町青少年センター協議会規約の変更に関する協議について。

地方自治法第252条の6の規定により、田辺市、上富田町青少年センター協議会規約を変更することについて、同法第252条の2の2第3項の規定により議会の議決を求める。

平成26年9月8日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いします。

なお、この規約の一部を改正する規約案につきましては、地方自治法の一部を改正する法律の施行により田辺市、上富田町青少年センター協議会規約に引用している条文の条項が変更されたことに伴い、規約の一部を改正するものでございます。

田辺市、上富田町青少年センター協議会規約の一部を改正する規約（案）。

田辺市、上富田町青少年センター協議会規約の一部を次のように改正する。

第1条中「第252条の2第1項」を「第252条の2の2第1項」に改める。

附則、この規約は、地方自治法の一部を改正する法律附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日またはこの規約の告示の日のいずれか遅い日から施行する。

なお、次のページに参考資料として新旧対照表を添付しておりますのでお目通しのほう

をよろしく申し上げます。

以上でございます。

ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（奥田 誠）

総務政策課企画員、水口君。

○総務政策課企画員（水口和洋）

議案第96号をご説明いたします。よろしくお願いいたします。

議案第96号、平成26年度上富田町一般会計補正予算（第2号）。

平成26年度上富田町の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ9,806万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ61億8,501万1,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

地方債の補正。

第2条、地方債の追加、変更は、「第2表 地方債補正」による。

平成26年9月8日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いいたします。

「第1表 歳入歳出予算補正」です。

歳入につきまして、12款分担金及び負担金で、既定額に今回102万5,000円を追加、7,402万円と定めています。

14款国庫支出金で、既定額に2,497万1,000円を追加、15款県支出金で、既定額866万7,000円を追加、18款繰入金で、既定額に2,210万6,000円を追加、21款町債で、既定額に4,130万円を追加。

歳入合計では、既定額に今回9,806万9,000円を追加し、61億8,501万1,000円と定めています。

次のページをお願いいたします。

次に、歳出では、2款総務費で、既定額に今回1,650万2,000円を追加し、9億269万4,000円と定めています。

3款民生費で、既定額に1,029万8,000円を追加、4款衛生費で、既定額に1,057万5,000円を追加、5款農林水産業費で、既定額に70万円を追加、6款商工費で既定額に20万円を追加、7款土木費で既定額に50万円を追加、8款消防費で既定額から767万5,000円を減額、9款教育費で既定額に724万9,000

0円を追加。

次のページをお願いいたします。

10款災害復旧費で、既定額に5,972万円を追加。

歳出合計では、既定額に今回9,806万9,000円を追加し、61億8,501万1,000円と定めています。

次のページをお願いいたします。

「第2表 地方債補正」です。

追加で、公共土木施設災害復旧事業につきまして、限度額を4,060万円、農林水産施設災害復旧事業につきましては限度額を50万円と定めています。

起債の方法、利率、償還の方法につきましては、当初予算と変わりございません。

恐れ入りますが、お目通しをお願いいたします。

次の6ページをお願いいたします。

変更では、消防施設整備事業で、限度額に20万円を追加し、340万円としてございます。

起債の方法、利率、償還の方法につきましては、補正前と変わりございません。

7ページをお願いいたします。

歳入歳出補正予算事項別明細書。

1、総括につきまして、このページから次の8ページの明細につきましては、恐れ入りますが、お目通しをお願いいたします。

それでは、各内訳につきまして歳出からご説明させていただきます。

12ページをお願いいたします。

3、歳出につきまして、2款総務費では一般管理費で1,354万円の追加で、主なものとしまして、番号制度導入に係る社会保障関係のシステム改修委託料及び人事評価制度構築支援業務委託料を措置しています。

負担金補助及び交付金では、番号制度導入に伴い、全国2カ所に設置予定の中間サーバー負担金を措置しています。

防災対策費で270万5,000円の追加で、木造住宅耐震改修費及び設計費補助金266万1,000円を措置しています。

人権推進費で25万7,000円の追加で、人権啓発映画上映経費25万7,000円を措置しています。

3款民生費では、社会福祉総務費で147万3,000円の追加で、主なものとしまして、年金生活者支援給付金システム改修委託料及び社会福祉協議会補助金を措置しています。

老人福祉費で41万6,000円の追加で、大谷高齢者憩いの家の敷地内舗装工事請負費を措置しています。

障害福祉費で100万円の追加で、障害福祉計画策定業務委託料を措置しています。

児童福祉総務費で740万9,000円の追加で、主なものとしまして、子ども・子育て支援新制度に係るシステム構築業務委託料702万円を措置しています。

4款衛生費では、保健衛生総務費で46万5,000円の追加で、保健センターの雨漏れの修繕料12万円及び特別会計診療所事業への繰出金31万円を措置しています。

次のページをお願いいたします。

予防費で、1,005万4,000円を追加、今回新たに県補助の対象となりました肺がん低線量のCT検査と胃ピロリ菌検査の委託料で34万4,000円、10月より定期予防接種化されます水疱瘡及び高齢者肺炎球菌ワクチン接種委託料で971万円を措置しています。

清掃総務費で5万6,000円を追加。

5款農林水産業費では、農業総務費で特別会計農業集落排水事業繰出金70万円を措置しています。

6款商工費では、商工総務費で20万円を追加、10月24日から26日まで開催予定の紀の国トレイナート実行委員会補助金20万円を措置しています。

7款土木費では、住宅管理費で修繕料50万円の追加。

8款消防費では、常備消防費で823万9,000円を減額、前年度精算分として846万6,000円を減額、消防救急デジタル無線の共同整備分として22万7,000円を措置しています。

水防費で56万4,000円を追加、台風11号に対応しました職員の手当を措置しています。

9款教育費では、教育委員会費で8万4,000円を追加、事務局費で44万9,000円を追加、学校管理費で338万8,000円を追加、主なものとしましては、各小学校の遊具等の修繕料を措置しています。

次の16ページをお願いいたします。

教育振興費で21万7,000円の追加、市ノ瀬、岩田小学校で実施します紀の国緑育推進事業費21万7,000円を措置しています。

学校管理費で30万8,000円の追加で、主なものとしまして水道配水管の漏水等修繕料30万2,000円を措置しています。

社会教育総務費で98万8,000円の追加で、主なものとしまして当初予算でご承認いただきました八上稲葉根王子の測量設計調査の対象に県よりの指示で新たにバッフ

ァゾーンを追加するため、50万円を措置しています。バッファゾーンとは、外の世界の影響が及ばないように保護するため設定する区域を言います。

公民館運営費で修繕料11万6,000円を追加、体育施設管理費で169万9,000円の追加でスポーツセンター球技場の駐車場等修繕料を措置しています。

10款災害復旧費では、1項公共土木施設災害復旧費の単独災害復旧事業費で3,400万円の追加で、台風11号による被害を受けました、ちょうど岡川谷道線ほか応急復旧工事請負費を措置しています。

現年発生公共土木施設災害復旧事業費で2,441万円の追加で、ちょうど汗川1号線路側崩壊及び板木川護岸崩壊等の災害復旧費を措置しています。

次のページをお願いいたします。

2項農林水産施設災害復旧費の単独災害復旧事業費で120万円の追加で、市ノ瀬宮ノ尾地区農地ほか3件と、生馬篠原地区林道の応急復旧工事費120万円を措置しています。

現年発生農業用施設災害復旧事業費で311万円の追加で、生馬中根地区用水路の災害復旧費を措置してございます。

以上が歳出の内訳となっております。

次に、歳入を説明させていただきます。

9ページをお願いいたします。

2、歳入につきましては、今回の補正に係る財源となっております。

12款分担金及び負担金では、災害復旧費分担金で農地災害復旧事業分担金20万円、農業用施設災害復旧事業分担金67万5,000円、林業用施設災害復旧事業分担金15万円を措置しています。

14款国庫支出金では、総務費国庫補助金で番号制度導入に係る関係システム整備事業補助金、社会保障関係としまして599万8,000円、民生費国庫補助金で年金生活者支援給付金支給準備事業費補助金105万3,000円、土木費国庫補助金で木造住宅耐震改修費補助金等139万5,000円、災害復旧費国庫補助金で現年発生公共土木施設災害復旧費補助金1,334万円、農業用施設災害復旧事業費補助金195万円の合計2,497万1,000円を措置しています。

次のページをお願いいたします。

15款県支出金で、民生費県補助金で子育て支援交付金からの移行事業費補助金33万円4,000円を減額し、保育緊急確保事業費補助金25万4,000円を追加、地域子育て特別支援等事業費補助金702万円、衛生費県補助金で肺がんCT検診事業費補助金4万2,000円、胃がん予防対策ピロリ菌検査事業費補助金8万1,000円、

土木費県補助金で木造住宅耐震改修費補助金等63万3,000円、教育費県補助金で文化財保護費補助金50万円、紀の国緑育推進事業費補助金21万5,000円を措置しています。

3項委託金では、総務費委託金で人権啓発活動委託金25万6,000円を措置しています。

18款繰入金では、財政調整基金繰入金2,210万6,000円を追加、今回の補正に係る一般財源を補填しています。

21款町債では、消防債で消防救急無線デジタル化整備事業債20万円、災害復旧債で現年発生公共土木施設災害復旧事業債660万円、公共土木施設災害復旧事業債で3,400万円、現年発生農業用施設災害復旧事業債で50万円を措置してございます。

以上が今回の補正内容でございます。何とぞご承認賜りますようお願いいたします。

○議長（奥田 誠）

住民生活課長、和田君。

○住民生活課長（和田精之）

よろしく願いいたします。

私から議案第97号及び98号をご説明申し上げます。

議案第97号、平成26年度上富田町特別会計介護保険補正予算（第1号）。

平成26年度上富田町の特別会計介護保険補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ12万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億4,622万8,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成26年9月8日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いします。

第1表 歳入歳出予算補正、歳入です。

7款繰入金で今回既定額に12万円を増額、歳入合計といたしまして既定額に12万円を増額し、12億4,622万8,000円と定めています。

続きまして歳出です

4款地域支援事業費で、今回既定額に12万円を増額、歳出合計といたしまして既定額に12万円を増額し、12億4,622万8,000円と定めています。

次のページをお願いします。

なお、3ページの歳入歳出補正予算事項別明細書総括につきましてはお目通しをお願いします。

4ページをお願いします。

2、歳入です。

7款繰入金、一般会計繰入金で12万円を増額しております。

続きまして、3、歳出です。

4款地域支援事業費、12節役務費で12万円を増額しております。これにつきましては、今回、本人の身内にかわり町長申し立てをします成年後見人制度申し立て費用を計上しております。

以上、よろしくお願いいいたします。

続きまして、議案第98号をお願いします。

議案第98号、平成26年度上富田町特別会計診療所事業補正予算（第1号）。

平成26年度上富田町の特別会計診療所事業補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ31万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,342万2,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成26年9月8日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いします。

第1表 歳入歳出予算補正、歳入です。

3款繰入金で、今回既定額に31万円を増額、歳入合計といたしまして既定額に31万円を増額し、4,342万2,000円と定めています。

次のページをお願いします。

歳出です。

1款総務費で既定額に31万円を増額、歳出合計といたしまして既定額に31万円を増額し、4,342万2,000円と定めています。

次のページをお願いします。

なお、4ページ、5ページの歳入歳出補正予算事項別明細書総括につきましては、お目通しをお願いいいたします。

6ページをお願いします。

2、歳入です。

3 款繰入金につきましては、一般会計繰入金で 3 1 万円を増額しております。

次のページをお願いします。

3、歳出です。

1 款総務費につきましては建物維持管理負担金としまして 3 1 万円を増額しております。これにつきましては、雨漏りの改修に伴う負担金で、所有者である市ノ瀬財産区へ社会福祉協議会と折半の上、納付するものであります。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（奥田 誠）

上下水道課長、植本君。

○上下水道課長（植本 亮）

私からは、議案第 9 9 号、議案第 1 0 0 号についてご説明申し上げます。

まず、議案第 9 9 号について申し上げます。

議案第 9 9 号、平成 2 6 年度上富田町特別会計農業集落排水事業補正予算（第 2 号）。

平成 2 6 年度上富田町の特別会計農業集落排水事業補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第 1 条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 7 0 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 億 8, 5 1 5 万 1, 0 0 0 円とする。

2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成 2 6 年 9 月 8 日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いいたします。

第 1 表 歳入歳出予算補正、歳入です。

繰入金、既定額に 7 0 万円を追加し、1 億 3, 7 4 7 万 8, 0 0 0 円、歳入合計では今回既定額に 7 0 万円を追加し、1 億 8, 5 1 5 万 1, 0 0 0 円と定めています。

歳出です。

農業集落排水事業費既定額に 7 0 万円を追加し、6, 7 3 7 万 7, 0 0 0 円、歳出合計では今回既定額に 7 0 万円を追加し、1 億 8, 5 1 5 万 1, 0 0 0 円と定めています。

次のページをお願いします。

3 ページの歳入歳出補正予算事項別明細書につきましてはお目通しをお願いします。

次のページをお願いします。

2、歳入です。

繰入金、一般会計繰入金既定額に70万円を追加し、1億3,747万8,000円と定めています。

3、歳出です。

農業集落排水事業費施設維持管理費既定額に70万円を追加し、5,680万5,000円としております。合計では今回既定額に70万円を追加し、6,737万7,000円と定めています。

補正予算の主な内容といたしましては、施設維持管理費で8月10日の台風11号により生馬地区処理場及び岩田・岡地区処理場の低層坂内の故障に対する修繕料70万円を措置しております。

以上が今回の補正内容でございます。ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

続きまして、議案第100号について説明させていただきます。

議案第100号、工事請負契約の締結について。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定に基づき、指名競争入札に付した平成26年度 第1-1号 公共下水道事業 岩田下水道管（1工区）布設工事（補助）について、下記のとおり請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定によって議会の議決を求める。

記。

1、契約の目的、平成26年度 第1-1号 公共下水道事業 岩田下水道管（1工区）布設工事（補助）。

2、契約の方法、指名競争入札による契約。

3、契約金額、8,344万7,280円。

4、契約の相手方、和歌山県西牟婁郡上富田町朝来2053番地、株式会社清本組、代表取締役清本泰弘。

平成26年9月8日提出、上富田町長小出隆道。

本工事につきましては、指名競争入札による工事請負契約であります。

指名業者につきましては、株式会社清本組ほか15社でございます。

工事内容につきましては、県道上富田町すさみ線の熊野高等学校前から、しおじ旅館付近までの間を推進工法で管径250ミリヒューム管を延長180メートル、開削工法で立平周辺の県道、町道に管径150ミリから250ミリのリブ管を延長409メートル施工するものであります。

次のページに参考資料といたしまして仮契約書の写しを添付してございます。

仮契約書の最後の条項に、議会の議決のあったときからこの契約の同一条件により本

契約を締結したものとすることとなっております。

何とぞご承認賜りたく、よろしくお願い申し上げます。

○議長（奥田 誠）

以上をもって提案理由の説明を終わります。

△延 会

○議長（奥田 誠）

お諮りします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（奥田 誠）

異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決しました。

本日はこれにて延会します。

次回は、9月11日午前9時30分となっておりますので、ご参集願います。本日はどうもご苦労さまでございました。

延会 午前11時42分